

小売選択約款

(家庭用ガス暖房契約)

令和4年10月1日 実施

大分ガス株式会社

目 次

1. 目的	1
2. 小売選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料金	3
8. 単位料金の調整	3
9. 設置確認	4
10. 契約の変更又は解消	4
11. その他	4
付則	
実施期日	4
(別表)	
1. 早収料金及び消費税等相当額の算定方法	5
2. 料金表1	6
3. 料金表2(割引制度:ガス暖房割引)	7

1. 目的

この小売選択約款は、ガス暖房機器の普及促進を図るとともに、環境負荷の軽減に寄与すること等を通じて、当社の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 小売選択約款の変更

- (1) 当社は、この小売選択約款を変更することがあります。この場合には、お客様とのガス料金その他の供給条件は、変更後の小売選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客様は、(1)に定めるこの小売選択約款の変更に異議がある場合は、この小売選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この小売選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項の内当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この小売選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項の内当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「家庭用ガス暖房機器」(以下「暖房機器」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、ご家庭で暖房を行う機能を有する燃焼機器(ただし、居室で温水を利用しての温風暖房機を含みます。)をいいます。
- (2) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事業所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- (3) 「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。
- (4) 「その他期」とは、5月分(4月検針日の翌日から5月検針日まで)から11月分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までをいいます。「冬期」とは、12月分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から4月分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)までをいいます。
- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切捨てます。
- (6) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この小売選択約款においては10%といたします。

(7) 「単位料金」とは8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客様は、次のいずれかの条件を満たす場合には、当社に対してこの小売選択約款の適用をお申込みいただくことができます。

- (1) 専用住宅で暖房機器を使用すること。
- (2) 1 需要場所におけるガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下の主として住居部分でガスをお使いになる併用住宅で暖房機器を使用すること。

5. 契約の締結

- (1) この小売選択約款に関する契約は、当社が4に基づくお客様の適用条件を確認した上で、当社が申込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 申込みの際、お客様は、この小売選択約款を承諾の上、所定の申込書を用いて、当社に使用を申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ② ガス小売供給約款に定める契約（以下「一般契約」といいます。）又は他の小売選択約款からこの小売選択約款へ変更した場合には、この小売選択約款の契約期間は、申込みのあった日の次の検針日の翌日から変更することとし、変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ③ 契約期間満了に先立って解約又は変更の申込みがない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この小売選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約又は一般契約への変更をしたお客様が、再度同一需要場所でこの小売選択約款の申込みを行う場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申込みを承諾できないことがあります。ただし、解約又は一般契約への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客様がこの小売選択約款の契約期間満了前に他の小売選択約款への変更を申込みされた場合には、申込みを承諾できないことがあります。ただし、他の小売選択約款への変更が、設備の変更又は建物の改築等による場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客様が当社との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金を、それぞれの約款に規定する支払期日を経過しても支払われていない場合は、申込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

ただし、今回の検針日以降、当該月内に解約を行われた場合には、今回の検針日及び解約を行われた日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

- (1) お客様は、料金のお支払いが、支払発生義務の日の翌日から起算して20日以内（以下「早取期間」といいます。）に行われる場合には、早取料金を、早取期間経過後にお支払いが行われる場合には、早取料金を3パーセント割増したもの（以下「遅取料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早取期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早取期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表1（基本料金、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）及び料金表2を適用して、早取料金又は遅取料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早取料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(6)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき。

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.083\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき。

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.083\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨て。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）。

62,450円

- ② 平均原料価格（トン当たり）。

別表1(6)に定められた各3か月間における通関統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）を基に次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.8495$$

$$+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0049$$

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき。

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき。

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

9. 設置確認

- (1) 当社は4に定める適用条件を満たしているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立入りを承諾させていただきます。
- (2) 万一、立入りを承諾していただけない場合、当社はこの小売選択約款の申込みを承諾しない、又はすみやかにこの小売選択約款に基づく契約を解約し解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。
- (3) 4に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この小売選択約款に基づく契約を解消したものといたします。

10. 契約の変更又は解消

- (1) お客様のガスの使用状況に変更がある場合、又は2(2)によりこの小売選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客様に契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

11. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、令和4年10月1日から実施いたします。

小売選択約款(家庭用ガス暖房契約)/別表

(別表)

1. 早取料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早取料金は、割引前料金から割引額を差引いたものいたします。
- (2) 割引前料金は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数を切捨てたものいたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 割引額は、割引前料金に料金表2に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切捨てたものいたします。ただし、割引額算定の結果が、料金表2に定める割引上限額を超える場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。
- (5) 早取料金及び遅取料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします(小数点以下の端数切捨て)。
 - ① 早取料金に含まれる消費税等相当額 = 早取料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)
 - ② 遅取料金に含まれる消費税等相当額 = 遅取料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)
- (6) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定に当たっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早取料金の算定に当たっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定に当たっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早取料金の算定に当たっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定に当たっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早取料金の算定に当たっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定に当たっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定に当たっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表1

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルを超え、245立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が245立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	753.50円
------------------	---------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	245.35円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金を基に8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,111.00円
------------------	-----------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	227.43円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金を基に8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	4,857.60円
------------------	-----------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	212.14円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金を基に8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表2 (割引制度：家庭用ガス暖房割引)

(1) 割引率

適用時期	その他期	冬期
割引率	——	3パーセント

(2) 割引上限額

適用時期	その他期	冬期
割引上限額(1か月に付き)	——	3,000円